

鹿児島大学歯学部情報ネットワーク委員会作業部会規則

平成 16 年 7 月 21 日
制 定

(設置)

第 1 条 鹿児島大学歯学部情報ネットワーク委員会規則（平成 16 年 7 月 21 日制定）第 8 条の規定に基づき、情報ネットワークに関する具体的な事項を審議するために専門委員会として、情報ネットワーク委員会作業部会（以下、「情報ネットワーク作業部会」という）を置く。

(審議事項)

第 2 条 情報ネットワーク作業部会は、情報ネットワークの運営に関し、次に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) セキュリティに関する事項
- (2) サーバーに関する事項
- (3) ホームページに関する事項
- (4) 電子メールに関する事項
- (5) 情報ネットワークに関連する各種委員会との連絡に関する事項
- (6) その他情報ネットワーク委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 情報ネットワーク作業部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報ネットワーク委員会委員長が必要と認めた教員
- (2) その他学部長が必要と認めた者

2 情報ネットワーク委員会の委員は、情報ネットワーク作業部会の委員を兼ねることができる。

(任期)

第 4 条 情報ネットワーク作業部会委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 情報ネットワーク作業部会には部会長を置き、情報ネットワーク委員会委員から互選により選出するものとする。

2 情報ネットワーク作業部会長は、作業部会の会議を招集し、その議長となる。

(議事)

第 6 条 情報ネットワーク作業部会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 情報ネットワーク作業部会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 情報ネットワーク作業部会の事務は、医歯学総合研究科等総務課において処理する。

(雑 則)

第 9 条 この規則によるもののほか、情報ネットワーク作業部会に関し必要な事項は情報ネットワーク作業部会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 7 月 21 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。